

# 改正個人情報保護法 講習会



平成29年5月  
30日より

すべての事業者に  
個人情報保護法が適用されます！

平成27年9月に改正個人情報保護法が公布され、平成29年5月30日に全面施行されます。これまでは「保有する個人情報の数が5,000以下の事業者」には個人情報保護法が適用されませんでした。今回の改正により個人情報を取り扱うすべての事業者が個人情報保護法の対象となります。そのため新たに対象となる中小企業、小規模事業者、個人事業主向けに、個人情報の取扱いに関する基本的なルールをご紹介します。

■ 日時：平成29年4月26日(水)午後1時～2時30分

■ 場所：南納税協会 3階大会議室

大阪府中央区谷町7-5-22 TEL 06-6762-2457  
FAX 06-6762-5015

■ 講師：公益社団法人 南納税協会 常勤役員

■ 主催：公益社団法人 南納税協会

■ 定員：50名(先着順)



会 員 無 料  
他協会 1,000円  
一 般 2,000円

※お手数ですが、4月24日(月)までに下記にご記入後FAXにてお申込下さい。

## ◇ 改正個人情報保護法 講習会申込書 ◇

公益社団法人  
南納税協会宛 (FAX 06-6762-5015)

平成 年 月 日

※受講票の送付並びに受付完了のご通知は致しません。

○をご記入ください

※ご記入いただいた個人情報は、当協会の各種事業・サービス等にのみ使用させていただきます。

・ 会 員 ・ 他 協 会 ・ 一 般

会社名		氏名	
住 所	〒	TEL	
		FAX	